



様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	行政財産の使用許可の取り消し	
根拠法令及び条項	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項	
所管部課（室）係名	行政総務課（本庁舎・別館・文書館）	
処分 基準	関係条項	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項
	基準	<p>使用許可をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第238条の4第9項の規定に基づき当該許可を取り消すものとします。</p> <p>なお、許可を取り消す場合は理由を付して書面で通知するものとします。</p> <p>(1)本市において、公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。</p> <p>(2)許可の条件に違反する行為があると認められるとき。</p> <p>(3)不正の手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4)使用者が暴力団構成員又は暴力団構成員と密接な関係にある者と認められたとき。</p>
	参考事項	
備考		